記者発表資料

平成２２年　４月　１日

国土交通省山形河川国道事務所
山形地区ハイヤー協議会
蔵王タクシー株式会社

タクシー会社から協力を得る事故防止対策の試み

－路上の落下物等による事故防止の新たな取り組み－

道路上の落下物の発見や処理の遅れが交通事故等を招かないように、タクシー会社等から「通報」協力して頂く等の新たな取り組みに関して、国土交通省山形河川国道事務所と山形地区ハイヤー協議会が平成２２年４月１日に協定締結しましたのでお知らせします。

国が管理する山形市周辺の国道では概ね１日に１回道路パトロールを行い、１日に「約7.3件」の落下物を処理しています。
一方で、最近の公共事業予算の縮減等により国が管理する国道のパトロールの頻度が半減します。

このような背景を受けて、タクシー会社等と国土交通省が協働する山形県内では初めての試みです。今般試行する取り組みについて、以下に概要とポイントを紹介します。

【取り組み　１】落下物等の異常をタクシーから「通報」

・新年度から、道路パトロールの回数が「半減」します。（概ね、1日1回→2日に1回）
・山形河川国道事務所管内では１日平均「約24.3件」の落下物をパトロール時に処理しています。
・この内、約３割に当たる「約7.3件/日」が国道13号山形市周辺に集中しています。
・道路上での落下物発見・処理の遅れは、事故につながる恐れがあります。
・このため、営業走行しているタクシーから道路の異常通報して頂くものです。

【取り組み　２】自動車走行（運行）データ収得にタクシーを活用

・国交省では、自動車の「走行経路」や「スピード」のデータを調査･収集しています。
・これらのデータを分析し、道路計画や対策事業の立案に活用しています。
・データ取得の調査用機器をタクシーに搭載することで経費節減が可能になります。

※【取り組み　１】【取り組み　２】ともに、別添資料をご参照下さい。

お願い　道路を利用していてお気づきのことがあれば、どなたでも『道路緊急ダイヤル』にご通報をお願いします。　（道路緊急ダイヤル：＃９９１０　フリーダイヤル）

緊急通報 #9910へ

《記者発表会：山形県政記者クラブ》

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局　山形河川国道事務所　調査第二課
課長　武藤　徹　TEL：023-688-8940
山形地区ハイヤー協議会（蔵王タクシー株式会社）
事務局　熊谷　裕治　TEL：023-688-1919

道路上の異常発見通報に関する協働（１）

・公共事業の縮減により、道路パトロールの頻度が半減します。
・早期の発見と対処につなげるため、タクシー側から通報協力いただきます。

①国土交通省では、従来1日1回パトロールして落下物などを処理してきました。　（※データ：山維管内）

事務所管内平均
約24.3件/日

国道13号市街地
7.3件/日　（年間約2,400件/日）

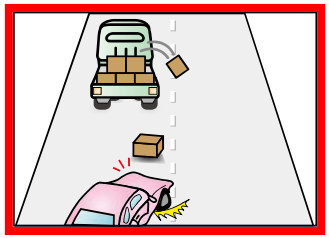

落下物（石ほか）

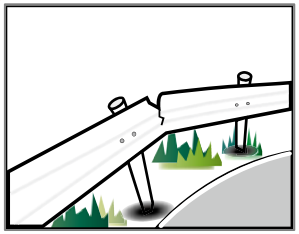

破損したガードレール

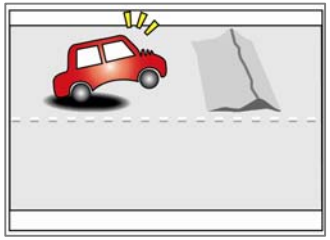

路面の隆起・陥没

②事業仕分けに伴い、パトロールの回数が半減します。

現在
1日1回

半減

これからは
2日1回

③何も対策を講じなければ、落下物の発見・処理が遅れて、交通に支障が発生します。

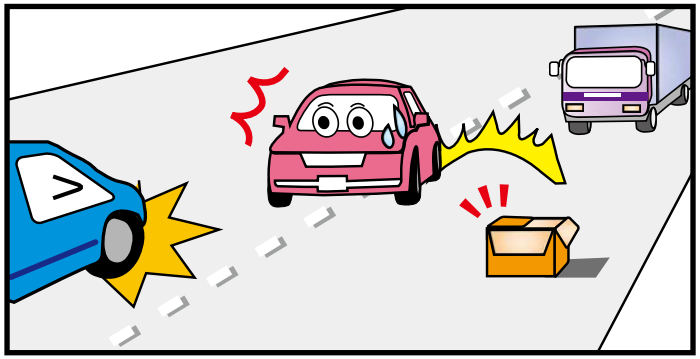

④「山形市内のタクシー協会から、発見・通報にご協力いただきます。

双方にメリット

タクシー会社：社会貢献

国土交通省　：経費の節約

道路上の異常発見通報に関する協働（２）

走行中に道路の異常を見つけたら通報してください。道路管理者が処理します。

走行中に落下物発見



通報

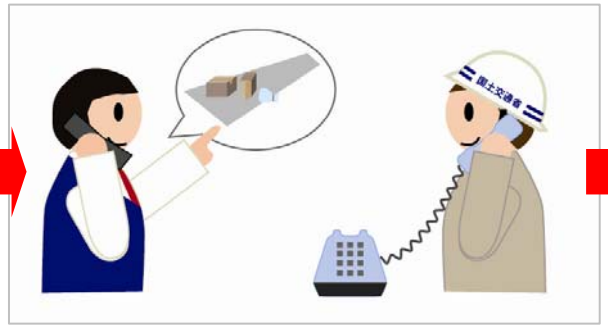

回収・処理



連絡に必要な項目

（それぞれ分かる範囲で）

- 異常発見の場所
- 異常発見の内容
- 異常発見の程度
- 発見時期

通報先

道の相談室　　0120－106－497（フリーダイヤル）
道路緊急ダイヤル　＃9910（フリーダイヤル）
国土交通省 山形河川国道事務所　023―688―8421

（参考1） 道路の異常を発見した場合の通報

異常発見

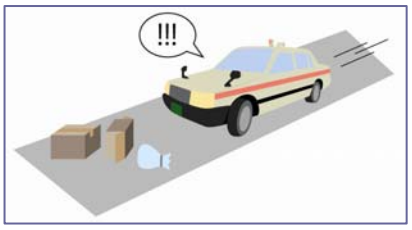

異常の例

【異常の例】

- 道路上の落下物
- 道路の穴ぼこ
- 道路の陥没
- その他、
  通行に著しく支障するもの

通 報 先

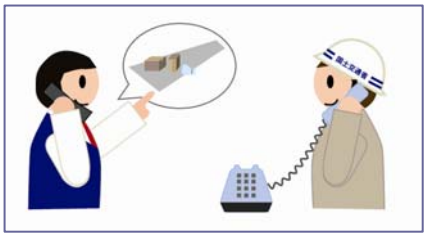

道の相談室
0120－106－497（フリーダイヤル）

道路緊急ダイヤル
＃9910（フリーダイヤル）

国土交通省 山形河川国道事務所
023―688―8421

（参考2） 道路の異常の例　※代表的な例です。



落下物（石）



落下物（荷物）



破損したガードレール



路面の隆起・陥没

処理までの流れ

通報を受けて道路管理者が対処します

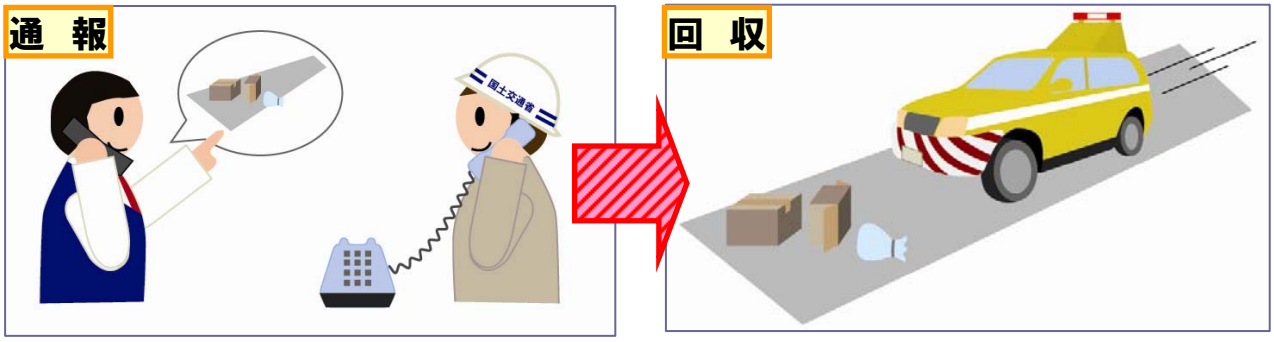

資料②

自動車走行（運行）状況調査機器の搭載とデータ取得に関する協働

・山形河川国道事務所とタクシー会社が協力して、自動車運行状況調査を行います。
・この調査は、今後の自動車通行の安全確保と適正な管理に反映していきます。

■運行中の自動車の「走行経路」と「走行スピード」のデータを調査・収集
（国交省で毎年実施）



■調査用の機器をタクシーに搭載すれば、タクシーの「運行管理」の一助にも

・走行データは、取り出し、分析することで運行管理に活用できます。
（ 安全性の向上
環境への配慮
営業効率の向上 ）

■調査は、調査用車両に調査用機器を搭載して行います



■同時に国交省にとっては、調査に必要な経費を大幅に削減

